

令和8年4月三芳町農業委員会総会議事録

1.開催日時 令和8年4月27日(月) 午後4時00分～午後4時45分

2.開催場所 三芳町役場 301会議室

3.出席委員 13人

会長	長谷川 清行
会長職務代理	古寺 貞雄
委員	島田 裕康
	矢島 秀信
	鈴木 浩之
	塩野 智恵
	清水 高広
	武田 修二
	鈴木 孝史
	鈴木 浩
	高山 誠二
	井田 周
	田中 義行

4.議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

議案第115号、1、農用地利用集積等促進計画案の作成について

議案第116号、1、農地法第5条の規定による農地転用許可申請に対する意見具申の件

議案第117号、1、地域計画変更申出書に係る地域計画の目標地区の素案の作成の件

報告第103号、1、農用地利用集積等促進計画の認可の件(報告)

報告第104号、1、農地法第18条の規定による合意解約通知書受理の件(報告)

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 三浦 康晴 事務局次長 江田 直也

主 事 石原 柊 主 事 清水 大輝

6. 会議の概要

会長 それでは、三芳町農業委員会総会会議規則第6条により、出席委員が過半数に達しておりますので、ただいまより総会を開催いたします。
本日の議事における、議事録署名委員の指名については、議事録署名委員に島田裕康委員、矢島秀信委員を選任します。本日の議事における、会議書記には農業委員会事務局の清水主事を指名いたします。それでは、本日の提出議案案件について、事務局より概要説明を求めます。

事務局 議案第115号、1、農用地利用集積等促進計画案の作成について、別紙のとおり
議案第116号、1、農地法第5条の規定による農地転用許可申請に対する意見具申の件、別紙のとおり
議案第117号、1、地域計画変更申出書に係る地域計画の目標地区の素案の作成の件、別紙のとおり
報告第103号、1、農用地利用集積等促進計画の認可の件(報告)、別紙のとおり
報告第104号、1、農地法第18条の規定による合意解約通知書受理の件(報告)、別紙のとおり

令和8年4月27日提出
三芳町農業委員会
会長 長谷川 清行
以上でございます。

会長 議案第115号番号1について、事務局より説明をお願いします。

事務局 1ページをご覧ください。
議案第115号は、農用地利用集積等促進計画案の作成の件となっております。町が農用地利用集積等促進計画を定める際は、農業委員会から意見を聞くことが適当であるとされているため、三芳町より意見聴取の依頼を受けております。

番号1につきましては、所在が〇〇〇〇、〇〇〇〇の計2筆となります。
所在につきましては、2ページから3ページまでの案内図、公図の写しをご覧ください。
登記簿地目、現況地目ともに畑であり、農振農用地となります。
面積は上から1,288㎡、1,211㎡の計2,499㎡であり、権利が使用貸借権の設定です。
貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇
転貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇
借人が〇〇〇〇、〇〇〇〇
権利の始期と終期ですが、
令和8年7月1日から令和14年6月30日までの6年間となります。

なお、新規の利用権設定となります。
次に農用地利用集積等促進計画書に基づいて借人についてご説明します。
機械は、耕耘機2台、トラクター2台、トラック3台などを所有しており、農業を営む環境にあると判断します。労働力は申請者含め3人となっています。
主たる経営作物は、小松菜、大根、ばれいしょ、となります。
事務局からは以上です。

会長 地元委員より補足説明をお願いします。

12番委員 現地につきましては大根の収穫後で、綺麗に管理、耕耘されておりました。
借人に話を伺ったところ、以前は借人の父親が借りていた農地であり、今後はブロッコリー、キャベツ、ほうれん草など、多品目を作付けする予定とのことでした。
審議の程よろしくをお願いします。

会長 議案第115号番号1について何か意見ございませんか。
異議なしの声がありましたので議案第112号番号1は意見無しとします。
議案第116号番号1について、事務局より説明をお願いします

事務局 議案第116号は農地法第5条の規定による農地転用許可申請の件となっております。

番号1につきましては、権利が賃借権の設定となっております。
所在が〇〇〇〇の1筆となります。
所在につきましては、5ページから6ページまでの案内図、公図の写しをご覧ください。
登記簿地目、現況地目ともに畑であり、面積は516㎡となっております。
貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇
借人が〇〇〇〇、〇〇〇〇
申請事由が、駐車場となっております。
詳しい土地の選定理由ですが、現在、申請者は〇〇〇〇を経営しており、近隣に月極駐車場を15台分契約し、施設車両及び従業員駐車場として活用しているということです。
しかし、15台分では足りず、車通勤を希望する11名には駐車場がないため、別の手段での通勤をお願いしているとのこと。
また、現在借りている月極駐車場から勤務地である〇〇〇〇までの道中にはガードレールが無く、従業員の安全確保がままならない状態である為、周辺の雑種地や月極駐車場を候補地として検討したが、適地が見つからず、隣接地である当該申請地の地権者へ相談したところ、駐車場用地として活用することに同意を得ることができたため申請に至ったとのこと。
詳しい土地利用計画図につきましては、7ページをご覧ください。
続きまして、8ページの許可基準に基づきましてご説明いたします。

こちら立地基準としては、2管2施設という基準があり、これを満たすため、第3種農地と判断しております。

今回は水道管、下水道管の2管、そして東方向に〇〇〇〇及び〇〇〇〇の2施設がございます。この基準を満たしているため第3種農地と判断しております。

また、一般基準についてご説明いたします。

資力および信用についてや申請後速やかに事業を実施する見込みがあるかどうか、などア～キについての基準について、添付の資料から支障がないと考えております。

次に周辺の農地に係る営農条件についてもア～エの基準について、申請書添付資料などで確認しておりまして、支障はないと考えております。

また、地域の効率的、総合的な農地利用へ支障がないかどうか、につきましてもア～ウの基準について、三芳町観光産業課農業振興担当と協議の上、地域計画、及び三芳農業振興地域整備計画への影響がないことを確認しております。

事務局からは以上です。

会長 地元委員より補足説明をお願いします。

5番委員 現地確認に行ってきました。
申請地につきましては若干の草が見受けられましたが、一定の管理はされており、今後の利用用途が隣にある〇〇〇〇の駐車場ということですので問題はないかと思われまます。
近隣の農地への影響もほとんどないと思われまますが、慎重審議の程よろしく願います。

会長 議案第116号番号1について何か意見ございませんか。
異議なしの声がありましたので、許可相当とします。
議案第117号番号1について、事務局より説明をお願いします。

事務局 9ページをご覧ください
議案第117号番号1につきましては、令和7年3月31日に策定した三芳町地域計画について、農地所有者及び耕作者より「地域計画変更申出書」が三芳町長宛てに提出されたことによる、地域計画の変更に伴う目標地図の素案について審議し、意見を求めるものとなります。
農業経営基盤強化促進法第20条第1項の規定では、「市町村が地域計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、農業委員会に対し、地域計画のうち地図の素案を作成し、市町村に提出を求めるものとする。」と定められております。
地域計画の変更申出書が提出されたことにより、三芳町長より令和8年4月10日付三芳観発第31号にて地域計画の変更申出書に係る地域計画の目標地図の素案の作成について諮問を受けており、別紙のとおり「目標地図」を作成し、三芳町長へ答申することに、意見を求めるものとなります。
また、同法同条第2項では「第1項の規定による求めを受けた農業委員会は、当該求めに係る区域内の農用地の保有及び利用の状況、当該農用地を保有し、又は

利用する者の農業上の利用の意向その他の当該農用地の効率的かつ総合的な利用に資する情報を勘案して、地図の素案を作成するものとする。」とされており、三芳町ホームページ上にて今回の件について協議の場に代わる意見聴取の結果に基づきまして素案の作成をいたしました。

今回の変更申出が出された地区は〇〇〇〇の1地区となります。

10ページに提出された地域計画変更申出書の申請土地の一覧がございます。

11ページは変更前と変更後の目標地図です。

事務局からは以上です。

会長

議案第117号番号1について何か意見ございませんか。

異議なしの声がでましたので、決定とします。

これよりは報告案件となります、事務局より報告をお願いします。

事務局

12ページをご覧ください。

報告第103号は、農用地利用集積等促進計画の認可の件となっております。

この案件は、令和8年1月の総会にて農地中間管理機構を通しての貸し借りをを行う件で審議を行い、決定をいただきました。その後、農地中間管理機構から借り受ける方が決定し、県から認可の上、公告がなされたことについて、農業委員会あてに通知がありましたのでこの場でご報告するものです。

番号1につきましては、

所在が〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇の計3筆となります。

所在につきましては、13ページの案内図をご覧ください。

登記簿地目、現況地目ともに畑であり、農振地域となります。

面積は上から97㎡、43㎡、517㎡の計657㎡であり、権利が使用貸借権の設定です。

貸人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇

借人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇

権利の始期と終期ですが、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間となります。

再度12ページをご覧ください。

番号2につきましては、

所在が〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇の計3筆となります。

所在につきましては、14ページの案内図をご覧ください。

登記簿地目、現況地目ともに畑であり、農振農用地となります。

面積は上から687㎡、68㎡、743㎡の計1,498㎡であり、権利が賃借権の設定です。

貸人は、番号1と同一のため省略します。

借人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇

権利の始期と終期ですが、令和8年4月1日から令和14年3月31日までの6年間となります。

15ページをご覧ください。

番号3につきましては、

所在が〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇の計5筆となります。

所在につきましては、16ページから18ページの案内図をご覧ください。

登記簿地目、現況地目ともに畑であり、農振農用地となります。

面積は上から1,272㎡のうち1,238.42㎡、1,977㎡、4,903㎡、551㎡、1,171㎡の計9,840.42㎡であり、権利が賃借権の設定と使用貸借権の設定です。

貸人は、番号1と同一のため省略します。

借人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇

権利の始期と終期ですが、令和8年4月1日から令和10年3月31日までの2年間と令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間となります。

続きまして19ページをご覧ください

番号4につきましては、

所在が〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇の計8筆となります。

所在につきましては、20ページの案内図をご覧ください。

登記簿地目、現況地目ともに畑であり、農振農用地となります。

面積は上から1,513㎡のうち479㎡、1,158㎡、1,286㎡、880㎡のうち814㎡、1,042㎡、2,284㎡、2,902㎡、3,446㎡のうち1,118㎡の計11,083㎡であり、権利が使用貸借権の設定です。

貸人は、番号1と同一のため省略します。

借人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇

権利の始期と終期ですが、令和8年4月1日から令和18年3月31日までの10年間となります。

21ページをご覧ください。

番号5につきましては、

所在が〇〇〇〇から〇〇〇〇までの計26筆となります。

所在につきましては、22ページから23ページまでの案内図をご覧ください。

登記簿地目、現況地目ともに畑であり、〇〇〇〇は農振地域、他の25筆は農振農用地となります。

面積は合計38,093㎡であり、権利が使用貸借権の設定です。

貸人は、番号1と同一のため省略します。

借人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇

権利の始期は全て令和8年3月1日からとなり

終期は前回の契約内容を引き継ぐため筆ごとに異なり、記載のとおりとなっております。

公告日はすべて令和8年3月27日となります。

続きまして24ページをご覧ください。
報告第104号は、農地法第18条の規定による合意解約通知書受理の件です。

番号1につきましては、
所在が〇〇〇〇から、〇〇〇〇までの計25筆です。
所在につきましては、25ページの案内図をご覧ください。
登記簿地目、現況地目ともに畑となっており、農振農用地です。
面積は合計48,109㎡となっております。
貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇
借人が〇〇〇〇、〇〇〇〇となっております。
解約申入日、解約成立日が令和8年3月9日、
解約引渡日が令和8年5月31日、解約通知日が令和8年3月18日
となっており、解約事由は合意解約で受理済みです。
事務局からは以上です。

会長 以上で、本日の提出議案はすべて終了しました。
最後に、事務局に申し伝えます。本日すべての議事が議決となりました。
議案の議決文を作成し、本日の議案書とともに保管してください。

上記会議の顛末に相違がないことを証明するため、署名する。
令和 8 年 5 月 25 日

議長 長谷川 清行

署名委員 島田 裕康

署名委員 矢島 秀信